

建設工事と物品の入札参加申し込み



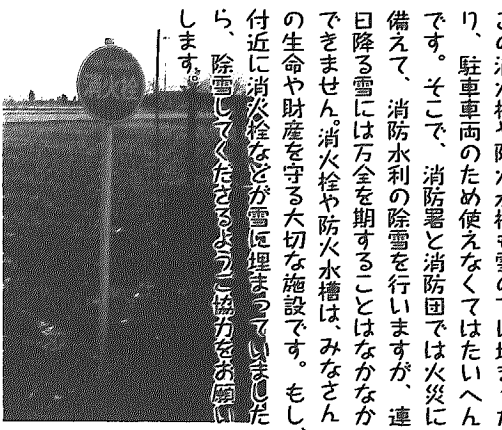
**受付期間は
2月1日～28日**

村では、平成3年度及び4年度(平成3年4月～5年3月まで)に村が発注する工事と物品の入札・見積もり参加者の受け付けをします。参加を希望される業者のかたは、次のように申請してください。

【必要書類】

- 建設工事(書類は必ずB5ファイルにつづってください)
 - ①建設工事入札参加資格申請書(県の様式に準じる)
 - ②建設業者許可証明書
 - ③営業所一覧表
 - ④直前2年の各年度の工事施行金額を記載した書面
 - ⑤工事経歴書
 - ⑥使用人数表
 - ⑦技術者経歴書
 - ⑧営業用機械器具一覧表
 - ⑨岩室村の村税の納税証明書。ただし、岩室村に本社、支社、営業所がない場合は、法人税か所得税の納税証明書
 - ⑩経営事項審査申請書の写し(土木事務所へ提出済印のあるもの)
 - ⑪建設業退職金共済組合加入証明書
- 物品
 - ①物品入札見積もり参加資格審査申請書
 - ②経歴書
 - ③法人登記簿謄本写し
 - ④営業所一覧表
 - ⑤直前一年分の決算書
 - ⑥岩室村の村税の納税証明書。ただし、岩室村に本社、支社、営業所がない場合は、法人税か所得税納税証明書
 - ⑦販売代理店(特約店であることを証する書面)

【申請期間・提出先】…2月1日から28日までに、役場総務課財政係(☎82-4111内線201)へ

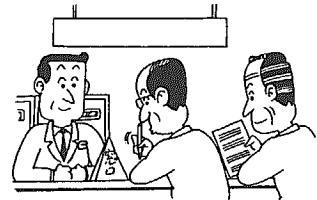


申告は、自分の所得の状況を最もよく知っている皆さん自身が、税法に従って自分の所得と税額を正しく計算して、期限内に申告、納税するという「申告納税制度」を採用しています。

正しい申告で 期限内に納税を

所得税の確定申告は、2月16日から3月15日、個人事業者の方の消費税の確定申告は、1月1日から4月1日までとなっています。期限間近になりますと大変混雑し、長時間お待ちいただくうえ、落ち着いて相談できなかつたりしますので、できるだけ早くお済ませください。

所得税・消費税の確定申告と 納税は、正しくお早めに



確定申告をしなればならない人が申告しなかつたり、誤った申告をしたりしますと、後で不足の税金を納めるだけでなく、不足税額の15%又は10%の加算税が課され、更に、年利14・6%の延滞税も納めなければならないこととなります。

確定申告による所得税の納期限は3月15日、個人事業者の方の消費税の納期限は、4月1日までで確定申告期限と同じです。正しい申告をできるだけ早めにお済ませください。

また、振替納税をすでに利用されている

ご利用ください 振替納税制度

方は、指定された預金口座の残高を確認しておいてください。

所得税や個人事業者の消費税の納税方法に、口座振替による納税の制度があります。この制度を利用すれば、納税のための手数料が少なくて済み、また、うっかり納期限を忘れ滞納してしまうこともなくなり大変便利です。新たに振替納税を希望される場合は、預貯金先の金融機関か税務署に、「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

申告書を自分で書くときは、「所得税の確定申告の手引き」や「申告書の書きかた」に示されている番号順に記入していくと、所得や税額の計算が簡単にできるようになっています。

除雪作業にご協力ください

一月に入り、これからいよいよ寒さの厳しくなる季節。みなさんのご家庭でも冬仕度は万全でしょうか。村でも、みなさんの冬の足を守るために機械除雪の万全を期す体制を整えています。

しかし、この除雪体制をフルに発揮するには、どうしてもみなさんの協力が必要です。限られた条件と時間の中で、効率的な除排雪をするため次のことにご協力ください。

- ①自動車やその他、除雪作業に障害となる物を道路上に放置しないでください。
- ②屋根の雪は、道路に捨てないでください。
- ③除雪作業により破損しやすいものは取り除くか、または補強し、その場所に目印となる赤布などを付けておいてください。
- ④除雪作業中は危険ですから、除雪車には近づかないでください。

また、冬期間は積雪のため、緊急時に河川の水がほとんど使えず、消火栓や防火水槽が頼みの防火水利となります。しかし、この消火栓や防火水槽も雪の下に埋まったり、駐車車両のため使えなくなるとはたいへんです。そこで、消防署と消防団では火災に備えて、消防水利の除雪を行います。連日降る雪には万全を期することはなかなかできません。消火栓や防火水槽は、みなさんの生命や財産を守る大切な施設です。もし、付近に消火栓などが雪に埋まっていたら、除雪していただくようご協力を願います。

国民年金は20歳がスタートライン



二十歳を迎えられたみなさん、成人おめでとうございます。みなさんの多くは、やがて結婚し子どもが生まれて、一つの家庭を築いていくことでしょう。そして、子どもの成長を見守りながら年を重ねていくことになるでしょうが、老後は遠い先のことには違いありません。しかし、若いみなさんにも確実に老後は訪れます。そして、みなさんの老後生活の舞台は、今までのない高齢社会なのです。ですから老後への備えはいまから準備しておかなければなりません。

現在、わが国では基礎年金制度といって、国内に住む二十歳以上六十歳未満の方はすべて国民年金に加入することになっています。(ただし、学生のみなさんは現在、任意加入となっておりますが、平成三年四月から強制(第一号被保険者)となります。また、厚生年金や共済組合に加入されている方は、すでに国民年金の第二号被保険者になっています)

国民年金は、加入者がお互いに保険料を出し合い、年金受給者の生活を助けながら、自分の老後に備えると共に不慮の事故にあったときなどには、その生活の支えとなる年金を受給する社会的な助け合いの仕組みです。

二十歳になったら、忘れずに役場で国民年金の加入手続きを済ませ、社会人としての第一歩を踏み出してください。

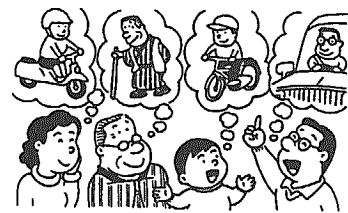
また、今年四月からは二十歳以上六十歳未満の学生のみならず、全員が第一号被保険者として国民年金に加入することが義務づけられ、万一、障害事故が発生したときの年金保障や、老後生活の支えとして満額の老齢基礎年金を受け取ることができるようになります。学生に対する年金保障が完備されることとなります。

二十歳以上の学生のみならず、四月になったら忘れずに国民年金の手続きを。なお、詳しくは岩室村役場住民福祉課国民年金係(☎82-4111-11、内線117)へお気軽にどうぞ。

新しい年は 家族みんなで交通安全

交通事故を防ぐには、子供からお年寄りといった家族みんなが、交通安全について正しく認識をもち、正しい交通ルールとマナーを実践することが大切です。

「家族」の中にはドライバーとしてのお父さんやお兄さん、ミニバイクに乗るお母さん、自転車に乗る子供たち、そして歩行者としてのお年寄りなど、さまざまなメンバーがそろっています。そのため、家族がそれぞれの立場で交通安全について話し合うことは、交通安全についての理解を深めるうえで非常に役立ち、正しい交通ルールとマナーの実践に結び付け



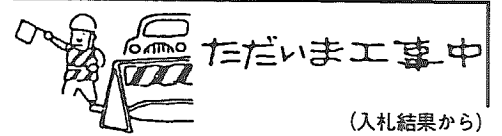
ます。「交通安全は家庭から」といわれる理由はここにあるのです。

ところで、最近、路上駐車をよく見かけます。路上に車を放置しておく、交通の妨げになるばかりか、重大な交通事故を招きかねません。

また、これから雪のシーズンは、一台でも路上駐車があとと除雪作業に大変支障をきたします。冬期間の交通、生活の安全を確保するため昼夜を問わず路上駐車をしないようにしましょう。

交通安全は一人ひとりの心がけから、そして、相手への思いやりを持ってこそとも交通安全に努めましょう。

10日まで 年末年始交通事故防止運動実施中です



工事名・場所	工事費(万円)	完了予定日	工事業者
■村道改良工事			
・県道南谷内線(南谷内地区) L=111m	368	2/27	株山建設
・農協岩小線(西長島地区) L=153m	489	3/14	藤田工務店
・西長島、横根線(西長島地区) L=187m	499	3/14	藤田工務店
・和納、津雲田線(和納地区) L=200m	492	3/14	本宏建設機
■村道維持工事			
・南谷内、西中線(北野地区) L=136m	975	3/14	本宏建設機
・和納谷内7号線(和納11区地区) L=127m	545	3/14	地野組
・津雲田線(排水)(和納1区地区) L=57m	155	1/28	本宏建設機
・和納下川原線(和納10区地区) L=40m	114	1/23	南早川建設
・本村高屋線(間瀬地区) L=23m	206	2/2	株山建設機
■モデル事業			
・農道改良工事			
高橋地区 L=466.7m	2,317	3/23	株山建設機
石瀬地区 L=239.2m	1,133	3/23	渡辺組